株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月20日

株主および登録株式質権者各位

東京都港区北青山二丁目 5 番 8 号 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社 代表執行役 遠 藤 隆 雄

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預けていない株主の権利を確保するために当社が開設する「特別口座*1」に関する重要なお知らせです*2。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、決済合理化法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主について、同 法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第8条第5項各 号に定める事項)を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別 口座を開設いたします。

名 称 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

以上

- *1 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株券 について、株主の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上 上の株主名義で開設する口座をいいます。なお、既に証券会社等を通じてほふりに株券を預託している株 主及び登録株式質権者各位につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別 口座は開設されません。
- *2 当社は、当社の株式を株券電子化後にほふりが取扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」 第13条第1項の規定に基づき、既に同意しております。